

空き家対策について質問

急激な人口減少に伴い、都市部・地方部を問わず、居住目的のない空き家の増加が問題となっています。

現行の「空き家対策特措法」では、風水害や地震等によって倒壊するおそれのある居住目的のない空き家を「特定空家」として除却等を行うことができます。今回、そのまま放置されれば特定空家に移行する可能性の高いものを「管理不全空家」として除却等を可能とすることなどが同法改正案として提案され、私は国土交通委員会での審議の際に質問に立ちました。

質問に際し、複数の自治体から現状と課題を伺い、その声を伝えながら国土交通省や総務省に対応を求めました。

特定空家の認定の際に所有者の方からの苦情などに苦慮するとの現場の声が多いことから、認定のガイドラインを現場での判断が行いやすく、所有者にも理解しやすいよう明確な内容に見直すべきと求めるとともに、実際の空き家を活用して認定基準について学ぶ実地講習会の開催について検討するよう求めたところ、国交大臣から「検討したい」との答弁を得ました。

法律により作られた枠組みを、運用する自治体にとって少しでも適正に使いやすいものとするよう、これからも取り組んでまいります。